

柑きつ振興センターに名称変更

4月1日、大島柑きつ試験場と萩柑きつ試験場の統合に伴い、大島柑きつ試験場を「柑きつ振興センター」に名称変更しました。当センターでは、県全域の柑きつ生産を総合的に支援する技術拠点として、柑きつ類の品種育成や栽培管理技術の開発を行うとともに、周防大島町を中心とした柑きつ産地の栽培技術指導を行います。

○柑きつ振興センター所在地

周防大島町東安下庄安高1209・1
(旧大島柑きつ試験場) ☎77・1019

交通安全、歌で身近に



春の全国交通安全運動の開催にあわせ、4月7日、大島庁舎で出発式が行われました。式では、町の兄妹デュオ・マウンテンマウスが「春の交通安全運動」CMソングを披露。交通安全の重点目標「高齢者と子供を守るう」「チャイルドシート正しくつけよう」などを盛り込んだ歌詞に、参加した保育園児や大島老人クラブ、小松婦人会のみなさんも楽しく手拍子をしていました。



かしこい消費者

めざせ!

賃貸アパート退去時のトラブル

相談は 山口県消費生活センター

☎083(924)0999

【相談】

アパートを退去したところ、ハウスクリーニング、クロス・網戸の張り替えなど、代金22万円の請求を受けた。入居時に敷金10万6千円を預けていたが、11万4千円の追加となった。納得できないと伝えたところ5万円減額してくれたが、それでも高額な請求であり支払いたくない。

【処理】

補修費の明細書を確認し、国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」に沿って交渉するように助言した。

【ワンポイント講座】

賃貸契約が終了したときは、借り主は元の状態に戻して明け渡す「原状回復」の義務があります。

国土交通省のガイドラインによると、「原状回復」とは、借り主の故意・過失により生じた住宅の汚損や破損を復旧することをいうのであり、通常の使用による劣化の復旧は貸し主の負担となります。また、「敷金」は、家賃の滞納や過失による物件の損害が生じたときに備えて、借り主に担保として預ける保証金です。家賃の未払いや原状回復の必要がなければ、原則として全額返還されるものです。

このようなトラブルを回避するためには、契約をする前に、重要事項についての説明を受け、契約書(特約事項を含む)の内容をしっかりと確認しましょう。